廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事　古　川　　康

佐賀県規則第一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成十七年佐賀県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二条を加える。

（一般廃棄物処理施設の定期検査の申請）

第四条の二　省令第四条の四の二の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書（様式第三号の二）によるものとする。

（一般廃棄物処理施設の定期検査の結果の通知）

第四条の三　知事は、法第八条の二の二第一項の検査を行ったときは、一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書（様式第三号の三）を交付するものとする。

第八条の次に次の四条を加える。

（一般廃棄物熱回収施設設置者の認定の申請）

第八条の二　省令第五条の五の五第一項の申請書は、一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請書（様式第七号の二）によるものとする。

（一般廃棄物熱回収施設設置者の認定証）

第八条の三　知事は、法第九条の二の四第一項の認定をしたときは、一般廃棄物熱回収施設設置者認定証（様式第七号の三）を交付するものとする。

（一般廃棄物熱回収施設の休廃止等の届出）

第八条の四　省令第五条の五の十第一項の届出書は、一般廃棄物熱回収施設休

廃止等届出書（様式第七号の四）によるものとする。

（一般廃棄物熱回収施設の報告）

第八条の五　省令第第五条の五の十一第一項の報告書は、一般廃棄物熱回収報告書（様式第七号の五）によるものとする。

第十六条第一項中「第十五条の二の四」を「第十五条の二の五」に改め、同条第二項中「第十二条の七の七第四項」を「第十二条の七の十七第四項」に改め、同条第三項中「第十二条の七の七第五項」を「第十二条の七の十七第五項」に改める。

第三十一条第三号中「第二十条」を「第二十二条」に改める。

第三十二条第一項中「は、管轄の保健福祉事務所長を経由しなければならない」を「の提出部数は、別に定める場合を除き二部とする」に改め、同条第二項を削る。

様式第一号中

「

許可の条件

」を

「

許可の条件	
省令第第３条第７項の規定による新許可証の提出の有無	有・無

」に

改める。

様式第二号の第三面中「法第７条第５項第４号リに規定する」を引り、同様式の第四面の備考に次のように加える。

７　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行

役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第三号の次に次の二様式を加える。

様式第３号の２（第４条の２関係）

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年　　月　　日

佐賀県知事　　様

申請者
住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条の２の２第１項の規定による一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年　　月　　日　第　　号

※事務処理欄

様式第３号の３（第４条の３関係）

一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書

年　　月　　日

住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

佐賀県知事　　印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第８条の２の２第１項の規定による定期検査の結果を次のとおり通知する。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年　　月　　日　第　　号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年　　月　　日
※事務処理欄	

様式第四号の第二面中「法第７条第５項第４号リに規定する」を削り、同様式の第三面の備考に次のように加える。

７　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第五号から様式第七号までの規定中「第９条の３第 10 項」を「第９条の３第 11 項」に改め、同様式の次に次の四様式を加える。

様式第７号の２（第８条の２関係）

（表面）

一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請書

年　　月　　日

佐賀県知事　　様

申請者
住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の２の４第１項各号のいずれにも適合していることについての認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

熱回収施設の設置の場所		
※　認定の年月日		年　　月　　日
※　認定番号		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	
許可の年月日及び許可番号		年　　月　　日　　第　　号
※事務処理欄		

（裏面）

備考

1　※欄は記入しないこと。

2　設備の種類については、ボイラー、発電機又は熱交換器の別を記入すること。

3　設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量（トン／時）、発電機の出力（キロワット）、熱交換器の能力（キロジュール／時、複数ある場合はそれぞれの能力）を記載すること。

4　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載して別紙を添付し、次の図面等を含むこと。

(1)　設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図

(2)　設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画及び熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画の記載

5　熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用又は発電・熱利用の併用の別を記入すること。

6　熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の５の５第１項第４号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

※手数料欄

様式第７号の３（第８条の３関係）

一般廃棄物熱回収施設設置者認定証

年　　月　　日

住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の２の４第１項各号のいずれにも適合していることについての認定を受けた一般廃棄物の熱回収施設の設置者であることを証する。

佐賀県知事　　印

認定の年月日	年　　月　　日
認定の有効年月日	年　　月　　日
認定番号	
熱回収施設の設置場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	％
留意事項	１　毎年６月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。 ２　熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し、又は休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。

様式第７号の４（第８条の４関係）

一般廃棄物熱回収施設休廃止等届出書

年　　月　　日

佐賀県知事　　様

届出者
住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

一般廃棄物の熱回収施設の休廃止等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第５条の５の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

熱回収施設の設置場所		
認定の年月日及び認定番号		年　月　日　　第　　号
熱回収を行わなくなったとき	理　由	
	年月日	年　　月　　日
廃止、休止又は再開をしたとき	理　由	（廃止・休止・再開の別）
	年月日	年　　月　　日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容	
	理　由	
	年月日	
※　事務処理欄		

備考
1　※欄は記入しないこと。
2　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
3　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。

様式第７号の５（第８条の５関係）

一般廃棄物熱回収報告書

年　　月　　日

佐賀県知事　　様

申請者
住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の５の11の規定により、一般廃棄物の熱回収に関する報告書を提出します。

認定の年月日及び認定番号	年　月　日　　第　　号
年４月１日から　　年３月31日までの年間の熱回収率	％

備考　熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第５条の５の５第１項第４号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

様式第九号の表面中「第９条の３第７項」を「第９条の３第８項」に改める。

様式第十号の第二面中「法第７条第５項第４号リに規定する」を削り、同様式の第三面の備考に次のように加える。

３　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第十一号の第二面及び第三面中「法第７条第５項第４号リに規定する」を削り、同様式の第四面の備考に次のように加える。

４　⑨及び⑫の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

様式第十二号の表面中「第９条の７第１項」を「第９条の７第２項」に改める。

様式第十四号中「許可の」を「認可の」に、「許可番号」を「認可番号」に、「分割の」を「合併の分割」に改める。

様式第十五号中「第15条の２の４」を「第15条の２の５」に改め、「産業廃棄物の種類」の次に「(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)」を加え、同様式の備考の３の(3)中「又は第６号」を「、第６号又は第７号」に改める。

様式第十六号中「第15条の２の４」を「第15条の２の５」に、「一般廃棄物

の種類」の次に「(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)」を加え、同様式の備考中「、保健福祉事務所に」を削る。

様式第十七号中「第12条の7の7第5項」を「第12条の7の17第5項」に改め、同様式の備考の2中「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改める。

様式第十九号の表面中「第7条第5項第5号イからヌまで」を「第14条第5項第2号イからヘまで」に、「損益計算書、」を「損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに」に改める。

様式第二十四号中「種類」の次に「(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)」を加える。

様式第二十五号中「許可の」を「認可の」に、「許可番号」を「認可番号」に、「種類」の次に「(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)」を加え、「分割の」を「合併の分割」に改める。

様式第二十六号の備考の(7)中「損益計算書、」を「損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに」に改める。

附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。